

NPOと行政の協働を進めるための

協働事業推進ガイドライン

=平成29年4月版=

岐 阜 県

協働事業推進ガイドライン 目次

I	目的	1
II	協働の前提（協働を理解、推進するために）	
1	協働のパートナーの理解のために	3
	（1）NPOとは	3
	（2）行政とは	4
2	協働の意義と必要性	5
	（1）協働の概念	5
	（2）NPOにとっての協働とは	6
	（3）県にとっての協働とは	7
	（4）協働にあたっての留意点	7
3	県の事業のうち協働を進める事業とは	9
III	協働事業の提案	
1	協働事業提案の原則	11
2	協働総合窓口の設置	11
3	県からNPOへの事業提案のための支援	12
4	NPOから県への事業提案	12
5	協働コーディネーター	13
	「事前チェックシート」	15
	「様式1 岐阜県との協働事業提案書」	16
6	NPOの選定方法	18
7	NPOへの資金面の配慮	18
8	協働事業のふりかえり（評価）	19
	「ふりかえり（評価）の視点」	20
IV	中間支援組織	
1	中間支援組織の概要	22
2	設置形態	22
3	期待される機能	22
4	今後の課題	22
V	その他	
1	NPOの情報を得るには	23

I 目的

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の主旨を受けて、本県では、平成15年1月に「NPOと行政の協働を進めるための協働事業推進ガイドライン（以下「旧ガイドライン」という。）」を策定し、NPOとの協働を進めてきた。

この旧ガイドラインは、協働を通じて県民福祉の向上が図られるよう、「県民が主役の県政」「県民協働型県政」を推進するためのルールとなるものであり、新たに公共サービスの担い手として、当時まだ創設期にあったNPOに大きな期待が寄せられた。

協働とは、NPOと行政という立場の違うものどうしの活動であり、そこに明確なルールがなければ、無駄な時間とエネルギーを費やし、容易に目標に達することができない。協働は地域のもつ潜在能力を引き出し、自治力の向上に大きく寄与するものであるが、大きな効果を生むためには、双方の真摯な態度と努力が必要とされる。ともにガイドラインを尊重し、ルールに則って、協働の利点が最大限発揮されるよう積極的な活用を望みたい。

○ 改正に至る経緯

県では、平成16年3月に、平成16年度から平成20年度までの5年間を対象として、県民と行政との協働による県行政を目指した「みんなが主役 明日の岐阜 県づくり県民協働宣言」を策定した。自立・共生・補完性・持続性をキーワードに、協働による日本一住みよいふるさと岐阜県を目指したものである。

その後、この方向性は平成21年度から平成30年度を対象とした「岐阜県長期構想」に受け継がれて、現在に至っている。

また、旧ガイドライン策定時には102法人（平成15年1月31日現在）であったNPO法人数は、今や、613法人（平成22年9月30日現在）と、6倍にまで増加した。

NPOと県との協働事業は、平成16年度には119件だったが、その後140件前後の一定数を保ち、平成21年度分の調査では156件となっている。また、予算規模については、三位一体改革の影響により平成16年度から17年度にかけ予算規模は減少したものの、平成21年度分の調査では363,197千円と、4億円規模で推移している。

このうち、旧ガイドラインには、協働事業の提案の仕組みとして「協働のための協議の場」が設けられていたが、平成17年度の36件をピークに、6年間に計130件の提案がなされ、うち29件の事業化が実現した。実際に事業化に至らなくても、NPOが事業提案をしたり、行政が事業募集をするなどの手順を通して、双方の協働意識の醸成が図られた。その後、「協働のための協議の場」は、そうした仕組みがなくてもNPOと事業担当課が直接審議できる環境レベルにまで達したため、平成20年度末をもって終了した。

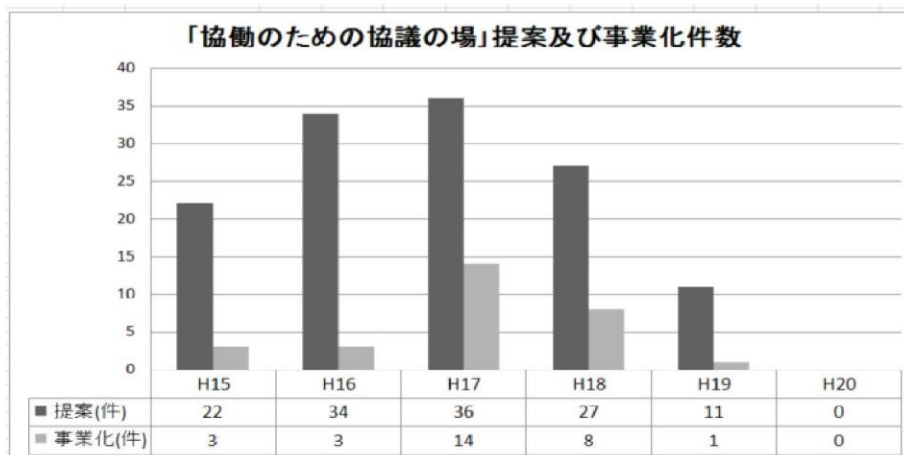
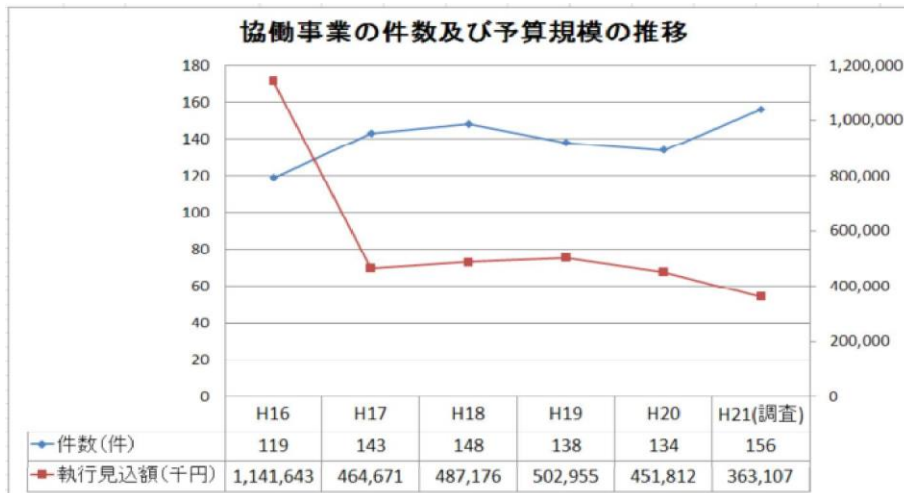
また、これも旧ガイドライン中に定めがあった「協働事業推進士」は、行政の中であって協働をけん引する役割を担ってきたが、協働意識が浸透してきたため、その任務を終えている。

NPO法施行から11年が経過し、この間、NPOは社会の中で市民権を得た存在に成長している。一方、行政は地方分権の進展や財政危機などに直面し、NPOとの協働が一層重要性を増してきている。

そのため、現状を踏まえつつ今後を見据えた新たなガイドラインの必要性が生じ、今回の改正となった。

新ガイドラインは、協働の基本的な指針を示すとともに、これまでの10年余を踏まえ、協働をより推進するための新たな仕組みを盛り込んだものとした。

なお、この新ガイドラインは、社会状況の変化等に柔軟に対応できるよう、今後も必要に応じて改定していくものである。



*平成16年度から17年度に係る予算規模の減少は、三位一体改革の影響により、従来の補助金が交付金化されたことによるもの。

II 協働の前提(協働を理解、推進するために)

1 協働のパートナーの理解のために

(1) NPOとは

○NPOの定義

NPOとは、地域課題を解決するための社会的使命（ミッション）に基づいて活動している団体であり、事業を実施して得た利益は会員、関係者で分配しないという意味において非営利団体である。

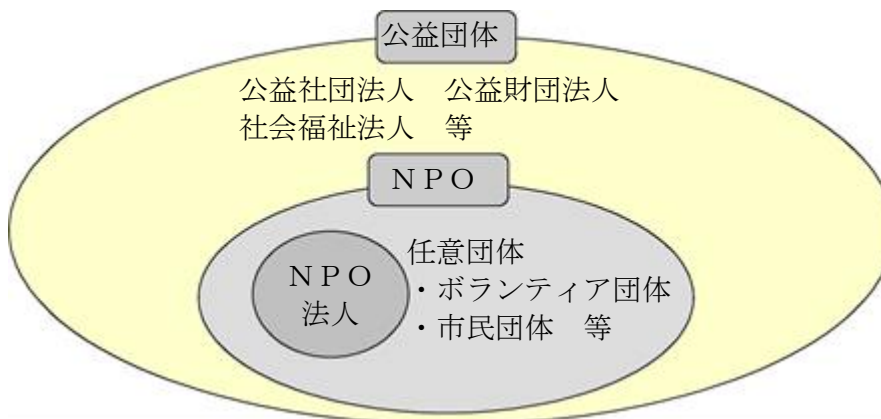
非営利とは、事業による収入を得ないという意味ではない。NPOが安定的・継続的に運営をするために、サービスの対価を得て事業を実施したり、本来の事業以外でも収益事業の実施を否定するものではない。

NPOには、特定非営利活動促進法で定める法人格を有するNPO法人と、法人格のない団体（NPO）がある。

一義的には、地縁的組織と成り立ちを異にした、地域の課題を解決するために自発的に集まった個人を核とする団体をNPOというが、人口減少が進む中山間地域等においては、地縁的結びつきの中で成立してきたコミュニティ団体が、行政と協働で地域の公益を担っている場合が多く、こうした団体も該当する。

一般的には、以下の範囲を「NPO」と考えることが多い。

- ・ ボランティア団体や市民団体などの任意団体
- ・ NPO法人



○NPO法人とは

NPOの中でも、NPO法に基づき法人格を取得したものを「NPO法人」という。法人格を持たないNPOは「NPO法人」を名乗ることはできず、もし名乗れば、NPO法第4条により10万円以下の過料に処せられる。

しかし、NPOもNPO法人も活動内容に大きな違いはないため、両者を混同して使用される例が散見されている。

NPOが法人格を取得することで生じるメリットは、構成員が替わっても組織の統一性が保たれることである。つまり、法人として契約や銀行口座の主体になることができることとなる。

その一方で、法人としての義務も発生する。法人税等の納税義務、雇用が発生した場合の社会保険等の義務などの経営主体としての義務の他、NPO法により年1回の事業報告書等の提出義務を負っている。

事業報告書等は、事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁へ提出し閲覧に供する他、各法人の主たる事務所に備え置かなければならないこととされている。

○NPOの活動の特性

NPOは自主的・自発的な活動で、ミッション性の強さやその組織が果たす公益性の高さから、実に多様な活動が実践されているが、NPOの活動の特性として次のような点があげられる。

- ① 非営利性
公益性を持つミッションの実現を目的とする組織であること。
- ② 自主性
自らの価値観に基づいた独自の行動を自主的に行うことができること。
- ③ 先駆性
行政では制度的に対応しにくい様々な社会的課題に、先駆的、独創的に対応できること。
- ④ 多様性
個々のニーズに応じたサービスを提供できることから、サービスの種類が多様になり、受益者の選択肢が増えること。
- ⑤ 専門性
専門性のある人材の能力を活かした活動を行うことにより、その専門分野における専門的、実践的な選択肢が増えること。
- ⑥ 迅速性（即応性）
行政のように制度的枠組みや公正・公平の原則にとらわれず、時機に応じて迅速かつ機敏に行動できること。
- ⑦ 柔軟性
個々のニーズに応じて柔軟な対応ができること。

○NPOが県に期待すること

NPOは、県においては対応が難しいとされる県民ニーズにも、迅速で柔軟な取り組みができる。

したがって県は、法令の枠組みを逸脱しない範囲で、できる限りNPOの自由な活動を妨げることのないよう、協力できる体制を整備しておくことが期待される。

(2) 行政とは

○行政の定義

行政とは、国・都道府県・市町村等の公的機関を指し、公的サービスの提供者である。

組織や運営については法令（憲法、法律、条例など）に定められ、その枠組みを逸脱することはできない。

また、それぞれの公的機関が果たす役割は異なるため、一言に公的サービスといっても、事業により実施主体が異なる。

平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方の関係が見直され、地方のことは地方で決めるという地方分権が推進された。このことにより、公共の分野への市民の参加・参画や協働の意義が一層増すこととなった。

○行政としての県の特性

県は、県民の税金を原資として事業を実施するため、行動理念は公平・公正でなければならないが、また、そこから派生する様々な制約を伴うが、特性として次のような点があげられる。

① 法令順守による信頼性

法令に基づき運営される組織であるため、NPOのような迅速性や柔軟性に欠けるが、堅実かつ確実であること。

② 公平性（平等性）

実施される事業が社会全体の福祉に利するために、公平・平等の立場を順守しなければならないこと。

③ 単年度主義

事業や予算は、単年度ごとに計画され、執行されること。

④ 予算主義

支出を伴う事業の実施については、あらかじめ予算として議会の議決を経なければならないこと。

⑤ 効率性

事業の実施にあたり、最少の経費で最大の効果を挙げることを目指すこと。

○県の会計

県の会計事務は地方自治法と岐阜県会計規則に定められており、それを逸脱した処理はできない。

全ての事業において、実施に係る予算はあらかじめ計上されていなければならないが、毎会計年度の当初予算や年度途中の補正その他の変更は、事前に議会の議決を経なければならない。

したがって、NPOが資金を伴う事業提案を行う場合、提案の時期と予算計上のための策定期間をあらかじめ把握しておく必要がある。

また、提案する事業の実施や成果に複数年度を要する場合もあるが、県の会計は単年度決算であるということに留意しなければならない。

○県がNPOに期待すること

県の協働の相手方としてNPOを見ると、法令順守や公金を適正に執行するという責任を負うことから、法人格の有無は問題ではないが、組織として成り立っていることが重要となる。

つまり、会を運営する組織があり、会計処理を行い、事業計画、事業報告ができる組織が協働の対象となりうる組織であり、これに加えて、委託事業に係る予算、事業実施計画等の立案及び実施能力、NPOの実践者としての専門性を持つことが期待される。

2 協働の意義と必要性

(1) 協働の概念

○協働とは

協働の統一的な定義はないが、おおむね以下のような意味である。

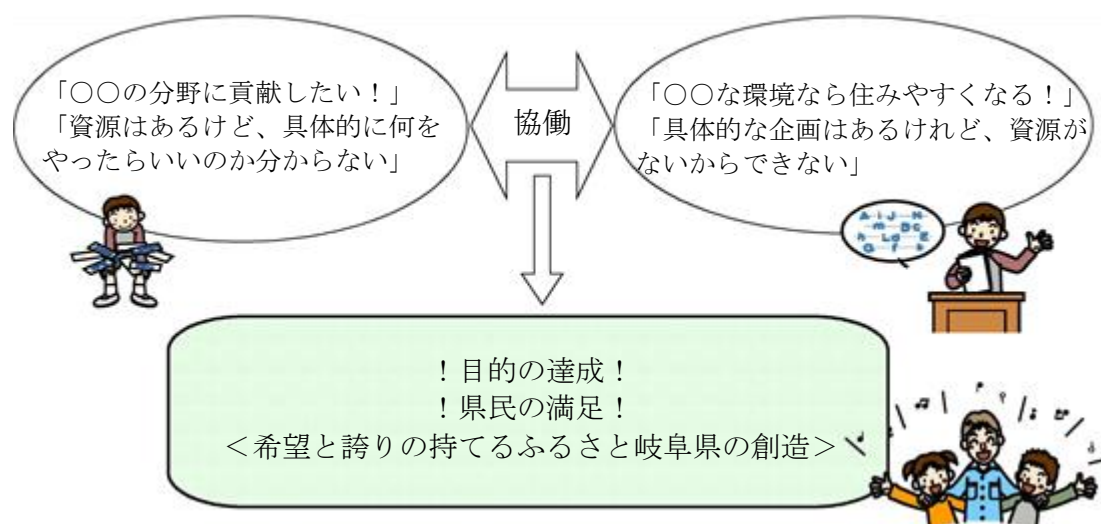
「立場の異なる活動主体同士が、対等の立場で互いに協力することにより、『共通の

目標（地域をより良くしていくこと）』に向かって課題を解決し、同時にそれぞれが持つ社会的使命(ミッション)を達成していくこと」

NPOや行政などの活動主体は、それぞれが掲げる目的=ミッションを達成するための活動を個々に行っているが、協働することによって、社会的使命を、引いては県民が真に求めるニーズに対応できる場合がある。それは同時に、活動主体同士が互いの特性を知り、自らの組織や事務を見直す絶好の機会ともなる。

このように協働とは、実施する事業のうち、他の活動主体と協力することでより高い効果が得られることが期待される事業に対して、各々が個別に保有する知恵や技術を結集することで、単独の活動ではなし得ない更なる上のステージを目指すことができる。

また、活動主体だけでなく、課題が解決した際の受益者も含めた全員がWINの関係になることが望ましいとされている。



○公共の仕事と協働事業の考え方

「公共の仕事」の中には、本来県が行政として行うべき領域から、実は民間が実施すべき領域までの幅広い事業がある。その中には、県が企画し、民間に委託したり、社会福祉協議会等の団体に委託してきた領域の事業を始め、県民と県が協働して行う事業が含まれる。

県民が県と協働を進める事業とは、県民が地域課題を解決するための役割を担おうとする意志で提案してきた事業であるといえる。

(2) NPOにとっての協働とは

○NPOが協働する意義

今まで行政が行ってきた「公共」の仕事には、法律に基づいたり、個人情報の保護などのため本来行政が担うべき仕事と、県民が自ら実施した方がより効果的にできる仕事がある。このような県民が自ら実施した方がよい仕事は、県民の自発的、自立的組織であるNPOが、県と協働して実施することで、以下の効果が得られると考えられる。

① 社会的認知の向上

行政の手法を取り入れ、事務や事業の質を高めることで、NPOの活動に関する信用度の向上や広報効果が期待できる。

- ② 県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場の拡大
NPO活動やNPOと行政の協働の進展によって、県民自身の社会貢献や自己表現、自己実現の意欲を発揮する場を創出・拡大することができる。

(3) 県にとっての協働とは

○県が協働する意義

本県では、県民ニーズを踏まえた施策立案、協働による県民満足度の向上を目指して県政を進めている。

県民の（県民主権）県民による（県民協働）県民のための（県民ニーズへの対応）県政を達成するためには、より県民の意見を拾わなければならないが、現在の行政に求められている社会的ニーズは多種多様に富んでおり、県では即時に対応できない場合も少なくない。

したがって、機動性・柔軟性に優れているNPOと県が協働することは、以下の効果が得られると考えられる。

- ① 新しい社会的ニーズの発見と課題解決
従来の行政では把握が困難だった社会的ニーズや地域課題の発見が可能となり、また、新たなサービスの創出など課題解決に結びつけることが可能となる。
- ② 職員の意識改革の推進
NPOの活動に直接関わり、NPOの持つ柔軟・先駆的・専門的な考え方を学ぶことで、仕事のあり方の見直しや意識改革、ひいては行財政改革の実現につながる契機となることが期待される。

(4) 協働にあたっての留意点

○共通の留意点

- ① 対等なパートナーであること
協働を実施する場合、どちらか一方が優位・劣位にあるのではなく、対等な立場のパートナーであることを自覚する。
- ② 相互理解への努力
互いの組織形態や能力、社会的使命を理解・尊重し合い、その特性が十分発揮できるように互いに努める。
- ③ 目的を明確化し共有すること
協働を行うことにより県民生活の向上を目指すといった各協働事業ごとの目的を互いに確認し合い、その達成を目指すための合意形成をする。
- ④ 役割及び責任の分担を明確化
協働とは自らの得意分野を活用することにより相手の不足する分野を補いあうことから、自らの得意とする部分を担う役割分担や、責任の所在や範囲を明確にしておくことが重要である。
- ⑤ 情報公開による透明性を確保すること
協働プロセスや結果等、協働に係る情報を公表することによって、県民に対する説明責任を果たすことにもなる。
- ⑥ 時限の設定を明確化
事前に事業の実施期間や時限を設定し明確にしておくことで、県と特定のNPO

等が相互に依存する関係に陥らないようにすると同時に、今後のNPOの参入機会を公平にする。

⑦ 事業評価の実施

事業の結果を行政とNPO相互に評価・点検し、明らかになった課題を次の協働に活かすことで、より良い協働をめざすことができる。

○NPOの留意点

① 守秘義務の厳守

協働の過程で知り得た個人情報等については、守秘義務があることを常に認識する。

② 専門能力の発揮と向上

企画立案、事業実施の段階から、期待されている事業の専門性の発揮や向上に努め、公的サービスを向上させる。その際、自らの社会的使命と矛盾しないよう注意しなければならない。

③ 遂行能力の向上

NPOの特性である自主性、先駆性、多様性、柔軟性などを活かせるように努めるのと同時に、行政の手法を取り入れるなどして、遂行能力の向上を図る。

④ 事業継続性の確保

協働後も県民への公的サービスを安定・継続して供給できるようにすると同時に、さらに効果的に、幅広い識見・視野を持って実施できるよう、運営能力の向上に努める。

⑤ 緊張関係の確保

事業の評価等を行うことにより自らの社会的使命を常に見直すなどして、県との緊張関係が保たれるよう工夫をする。

○県の留意点

① 県組織の意識改革の促進

NPOを単に安価な委託先としてとらえるのではなく、その活動は、高い志と信念に基づいて自主・自立的に行われるものであることを理解し、対等なパートナーとして対応する。

② 企画立案段階からのNPOの参画

NPOの性格である先駆性、多様性、専門性等を活かすため、政策形成や事業の企画立案段階からNPOが参画できるように努める。

③ 組織横断的な連絡調整

組織横断的な課題にも迅速に対応できるよう、常に組織間の連絡調整に努める。

④ 情報の共有

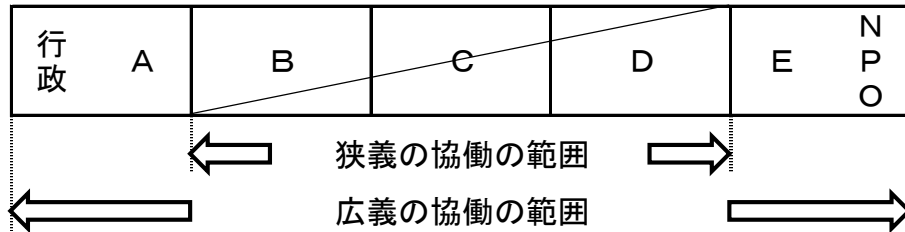
県の保有している情報を積極的に公開するなどして、NPOとの情報共有に努める。

⑤ 公平性の確保

協働のパートナーを決定するときには、様々な主体間での公正・公平な競争原理を確保し、依存関係や既得権益化につながらないように努める。

◆地域の社会サービスの供給における行政とNPOの役割分担の諸領域

公共の仕事を行政とNPOの役割分担の視点でAからEまでに分類する。



出典：山岡義典氏「時代が動くとき」（ぎょうせい）

◆公共の仕事と事業区分<岐阜県版>

	領域	実施主体	仕事の質	事業区分	説明	
公共の仕事	A 行政主体の領域	県	公権力の行使	県事業	県が、法などに基づいて実施する事業等で、協働することが馴染まないものしかし、事務の一部委託でも委託出来ないか検討する必要がある	
			「公正性・公平性・個人情報保護」の確保が契約等によっても担保が困難な事業			
	B 行政主導の領域		協働領域	計画策定等	政策提言	県が行う政策・施策立案等を、県民と協議をして策定するもの
					委託	利用する県民にとって、NPO等と県が協働して企画・実施していく方が効果がある事業、又は県が企画し、経費等に着目して委託先を決定するもの
					共同開催	県もしくはNPOが提案し協働して取り組む計画策定等で、双方が対等に資金・知恵・力を持ちよって実施するもの
	C 対等の領域		民間		サービスの提供	補助・後援
財産の活用		NPO実施事業のうち、県が保有する財産(施設など)を利用することで、県民へのサービスの提供機会の向上が期待できる事業				
E NPO主体の領域	民間事業	NPOに定着し、県が政策的に実施する意義が薄れた事業				

3 県の事業のうち協働を進める事業とは

○協働に適した事業

県では、多様なニーズに対応するとともに、NPOと協働した方が、より効果的・効率的に実施できる事業分野を、以下のとおり選定する。

協働事業推進のための選定基準

① 多くの人々の参加を求める事業

イベント、啓発事業、公的施設の企画運営等参加者の立場に立った運営が期待される事業

- ② きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
県だけでは対応できない個々のニーズに合わせて実施する必要がある事業
- ③ 地域の実情を踏まえる必要のある事業
地域に根ざした活動や特定の者を対象とした事業
- ④ 県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業
NPOが自らの活動の必要性を啓発するような当事者性が発揮できる事業
- ⑤ NPOが本来事業として活動している特定分野において経験的に培われた専門性が発揮できる事業
 - ・福祉、IT、環境など特定の分野で活動するそれぞれのNPOが、長年の活動から培われた専門性を発揮できる事業
 - ・講座・講習会等専門性を発揮できる事業
- ⑥ 県域全体で実施すべき事業を先駆的・モデル的に実施する事業
県は、県内全域を対象に事業を実施することが求められるが、その事業を県内全域に導入する前にモデル的にエリアを区切って行う事業や先駆的に実施する事業
- ⑦ これまで県が取り組んだことのない先駆的な事業
県がこれまで取り組んだことのない事業で、NPOの持つ先駆性、柔軟性、専門性に期待して行う事業

○協働事業の形態

- ① 政策提言
県が進める政策に対して、NPOが長年の活動経験に培われた専門性と地域での活動実績を基に提言、提案を行うこと。県民の視点を踏まえた提案を受けることにより、より充実した施策となることが期待される。こうした提言、提案に行政は前向きな姿勢で取り組むことが重要となる。
- ② 委託
県が実施すべき事業のうち、NPO等に委託して実施する方が、効果的、効率的に実施できる事業を企画段階から協議し、互いの役割分担を明確化しつつ予算化を目指していくものと、県が実施すべき事業を県が企画し、事業実施にあたってはNPO等へ委託するものがある。
いずれも、事業の実施者は公募により選定されなければならないが、参入機会の公平性を確保し、かつNPOの特性を活かすためには、企画提案方式（プロポーザル方式）が有効である。
- ③ 共同
NPOもしくは県が提案し、共に、知恵と資金とノウハウを出しあって協議することにより、実施する事業。双方が全く対等な関係に立ち、NPOの支援施策、協働の推進などに関して協議する場合が想定される。
- ④ 共催
NPOと県が対等な立場で共に主体となって事業を実施し、各々が責任を持って実施することが重要となる。実行委員会や協議会形式等で実施する場合が想定される。各々が持つ情報やネットワークなどの活用が期待される。
- ⑤ 補助
NPOが実施する事業が県民福祉の増進に役立ち、補助をすることで、その事業をより充実させることができる場合に実施する。補助を継続することで、NPOが県に依存し、自立性が失われることがないよう留意する必要がある。

⑥ 後援

NPOが事業を実施する際、県の後援があれば信用が高まるなどの効果を期待して、後援申請をする場合がある。NPOが実施する事業は、社会貢献活動であり、その団体は営利を目的としていないことを理解し、その事業が、担当課（室）が持つ「後援等に関する岐阜県名義の使用承諾基準」に照らし合致する場合は、協働の一環として後援することが望ましい。

⑦ 財産の活用

NPOが事業を実施する際、県が保有する施設や物品などを利用することで、事業が円滑に遂行されると同時に県民へのサービスの利用機会の向上に貢献することが期待される。

III 協働事業の提案

1 協働事業提案の原則

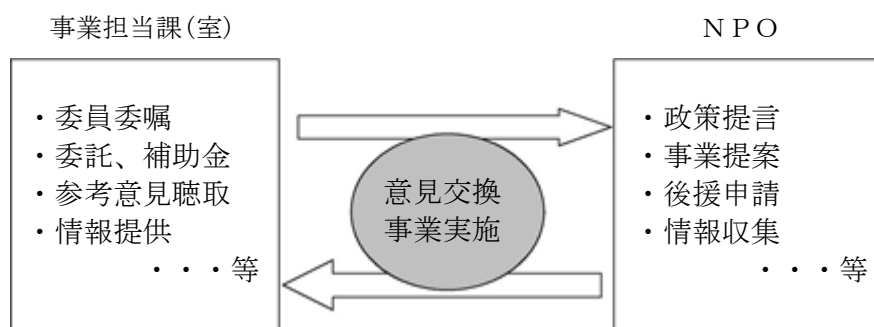
協働に関する事業提案をするNPO又は事業担当課（室）は、協働のパートナーと直接審議を行い、協働を進める。

事業提案を行ってから事業の実施に至るまでの流れは、次のとおりである。

- ① 情報交換・意見交換の機会の設定、情報収集。
- ② ①により課題を抽出し、その解決手段（事業）の検討。
- ③ ②の事業が協働に適している場合、協働のパートナーの検討。
- ④ パートナーへの事業提案（直接審議）。
- ⑤ 予算計上
- ⑥ 事業の実施

旧ガイドラインの浸透等により、双方の協働意識の醸成が図られ、相当数のNPOと県（事業担当課（室））が直接審議できるレベルに達している。

県では、委員会委員の委嘱や委託事業などに積極的にNPOを活用する事案が多数見受けられるようになっており、NPO側でも、積極的に県と協議し政策提言・事業提案などができる力を持つに至っている。



* 情報提供は各課発信のほか、県のホームページ（岐阜県庁ホームページ-NPO-）にも掲載

2 協働総合窓口の設置

しかし、協働に関する情報やノウハウなどの蓄積がない事業担当課（室）やNPOがあるなど、団体ごとの能力の差があるのも事実である。

したがって、そのような事業担当課（室）やNPOのうち、特に相談等の事前の調整

が必要なところを支援するため、県民生活課NPO・宗教法人係内に「協働総合窓口」を設置する。

3 県からNPOへの事業提案のための支援

○NPOの抽出

- ・事業分野などの一定の条件を満たすNPOを抽出する場合は、「岐阜県庁ホームページーNPO」での検索のほかに、「ぎふNPO・生涯学習プラザ」において、情報提供を行う。
- ・その他のNPOに関する相談については、「協働総合窓口」又は「ぎふNPO・生涯学習プラザ」で相談に応じる。

4 NPOから県への事業提案

○事業提案の意義

NPOが、県と協働して進めることを提案した事業には、すぐには事業化に結びつかない場合が多い。

しかし、これらの提案は、NPOが日々の活動の中から検討したものであり、即座に実施が困難なものであっても、県民ニーズの現れでもある。こうした提案は一方的な要望とは違い、提案者であるNPOも事業実施の責任の一端を担う意志を持っている。このためアンケートや市町村担当者からは聞けない県民の声であることに留意し、事業担当課（室）は丁寧に聞き取り、事業化についてNPOと県、市町村等との役割分担を明確化した上で、協働について検討する必要がある。

○事業提案の仕組み

①事前相談

- ・事業提案を作成したら、「ぎふNPO・生涯学習プラザ」へ事前に相談を行う。
- ・「ぎふNPO・生涯学習プラザ」において、事業の提案先の判別（事業担当課（室）、国・県・市町村の別）や書類の作成方法、その他必要なアドバイスなどを受け、内容を提案レベルまでブラッシュアップする。
- ・チェックシートで、チェック項目の確認を行う。

②「協働総合窓口」への提出

- ・事前相談後、様式1により「協働総合窓口」（県民生活課NPO・宗教法人係）へ提出する。
- ・「協働総合窓口」は、事業担当課（室）を調整のうえ、提案書を送付する。

③事業担当課（室）の対応

- ・事業担当課（室）は、事業提案された内容に関する確認や必要な調査をNPOに対して行い、必要に応じて補正を依頼する。
- ・補正の必要がなければ、⑤によりNPOへの回答及び「協働総合窓口」への報告を行う。

④NPOからの再提出

- ・NPOは補正の依頼を受けたら、検討の後、補正された書類を再提出する。
- ・依頼された補正が、NPOの提案事業の目的と異なると判断した場合は、取り下

げることでもある。

⑤事業担当課（室）からの回答及び報告

- ・事業担当課（室）は、事業提案したNPOへ、定められた期間内（受理後3月以内）に回答する。
- ・NPOへの回答を、「協働総合窓口」に併せて報告する。

なお、上記③~⑤の間に、第三者による調整を必要とし、事業担当課（室）又はNPOから要請があった場合、「協働総合窓口」は協働コーディネーターを派遣することができる。

5 協働コーディネーター

○協働コーディネーターの役割と責任

協働コーディネーターは、事業担当課（室）又はNPOから「協働総合窓口」へ要請があった場合は、次のような役割を果たす。

NPOと県が対等な立場で効果的な協働事業を円滑に企画・運営していくために事業担当課（室）とNPOが意見交換を行う場合で、第三者による調整が必要となった場合、要請に応じて参画し、NPOと県の間にとって、中立的な立場で意見の調整役を行う。

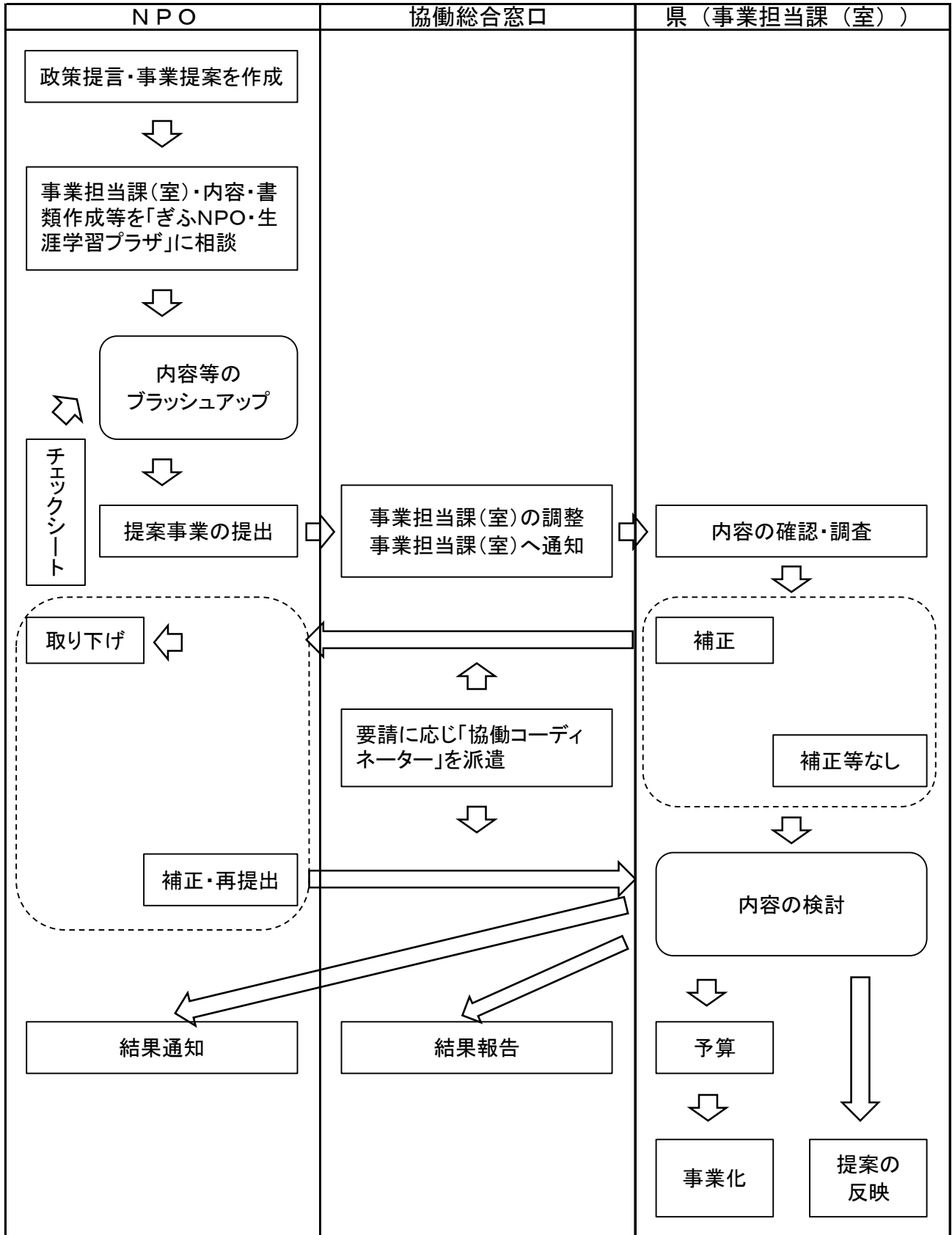
協働コーディネーターは、県とNPOの合意形成に関する責任者であるが、事業の実施については責任は問わない。

○協働コーディネーターの資質

協働コーディネーターは、双方の立場の代理人ではなく、中立的な調整役である。

必ずしも事業内容に関する専門知識があることが条件ではないが、NPOの特性、県の仕事の特性については、十分に認識していることが必要である。協働コーディネーターは、県民生活課がNPO関係者の中から適任者を選出する。

NPOから県への事業提案の仕組み（協働総合窓口を利用した場合）



事前チェックシート

提案先	<input type="checkbox"/> 協働の提案先は「県」が適切か。 (提案する事業が国・市町村・民間等の事業ではないか)
協働形態	<input type="checkbox"/> 協働の形態は適切か。
事業の目的や目標とする将来像	<input type="checkbox"/> 事業の目的(何のために)が明確にされているか。 <input type="checkbox"/> 事業の目標(何を実現するか)が明確にされているか。
事業の内容 (具体的に記入)	<input type="checkbox"/> 事業の内容が具体的に書かれているか。 <input type="checkbox"/> 事業の内容に先駆性はあるか。 <input type="checkbox"/> 事業の内容に公共性はあるか。 <input type="checkbox"/> 単なる要望になっていないか。
事業の必要期間	<input type="checkbox"/> 必要とされる期間以上の期間を設定していないか。
県と協働を行う必要性	<input type="checkbox"/> 協働を行う必要性は明確にされているか。
県とNPOの役割分担	<input type="checkbox"/> 県とNPOの役割分担は明確にされているか。 (どちらか一方に負担が偏っていないか)
県の事業担当課	<input type="checkbox"/> 県の事業担当課が書かれているか。
概算所要見積額	<input type="checkbox"/> 見積の算出方法や金額は適切か。
その他	<input type="checkbox"/> 事業の提案者＝実施者ではないことを理解しているか。

様式1

岐阜県との協働事業提案書

年 月 日

1 団体の概要

ふりがな	
団体名	
団体の住所等	〒 電話 FAX
代表者氏名	
団体の概要 (設立時期 活動内容 予算規模 等)	

2 企画案の概要

事業の名称	
協働形態 (委託・共催等)	
事業の目的や目標 とする将来像	
事業の内容 (具体的に記入)	
事業の必要期間	
県と協働を行う 必要性	
県とNPOとの 役割分担	
県の事業担当課	
概算所要見積額	
備考	

6 NPOの選定方法

選定方法については、下記の方法による。

○特定の者から見積書を徴する随意契約

○企画コンペ方式

県の提示する仕様書に沿った企画を公募し、これを審査して、企画内容が優れ、かつ県民にとって最も優れた提案をしたものを契約の相手方とする方式。

○プロポーザル方式

事業実施に係る実施体制、実施方針、プロジェクトに対する提案等に関するプロポーザル（技術提案書）の提出を受け、必要な場合にはヒアリングを実施した上で、当該プロポーザルの評価を行い、最も優れた提案をなしたものと契約を締結する方式。

*企画コンペ方式もプロポーザル方式も第三者を含めた「審査委員会」等において審査を行うことが必要

コンペ方式とプロポーザル方式の違い

コンペ方式は企画協議であり、「企画案」の良否を検討して選ぶものでありこれに対してプロポーザル方式は企画案ではなく、事業等を委託すべき最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ「組織」を選ぶ点に違いがある。また、プロポーザル方式で契約を締結した場合は、委託者である県が仕様書等委託条件をすべて整えて提示するのではなく、受託者と協議を繰り返しながら事業内容を練り上げ、具体的な事業化を進めることになる。

7 NPOへの資金面の配慮

NPOとの業務委託契約においては、NPOの資金的側面への配慮が必要な場合も多いことから、契約相手方の事情を十分把握し、契約保証金の免除、前金払制度や概算払制度の活用による事業の円滑な執行を確保すること。

(1) 契約保証金の免除

契約金額が500万円未満の契約については、契約保証金を免除することができる。(岐阜県会計規則第114条)

(2) 前金払制度及び概算払制度の活用

①前金払制度

前金払は、前金で支払いをしなければ相手方の業務の履行や契約等が困難な場合で、地方自治施行令第163条に規定する経費について活用すること。なお、委託費については、同条に規定されているので前金払は可能である。

前金払手続きのポイント

- ・前金払は、債務金額が確定している事業について行う。
- ・前金払は、前金払でなければ経費支出の目的を失ってしまうような経費について支払う。
- ・前金払の回数に制限はないが、事業の円滑な実施を考慮し、適切に行う

②概算払制度

概算払は、債務金額の確定を待っている間は支出事務に支障がでるもの、あるいは支出の相手方の事情から事前に支払いを行う必要のあるもので、地方自治法施行令第162条に規定する経費について活用すること。

なお、委託費については、岐阜県会計規則第44条の3第1号で「委託費」を規定しているので、概算払が可能である。

概算払手続きのポイント

- ・概算払は、債務金額が確定していない事業について行う。
- ・概算払は、その性質上事後において必ず精算行為が必要であり、概算で支払った金額が結果的に債権金額と同額であっても精算行為は必要である。
- ・精算の結果返納させるべきものがある場合は、年度内に精算を行うことが原則であるので、支出した科目に戻入処理を行う。

8 協働事業のふりかえり（評価）

○ふりかえり（評価）の必要性と目的

協働事業終了後、実施した事業について事業担当課（室）とNPO双方が、以下の目的で振りかえりの視点に基づき確認し、話し合う。

目的：NPOと県の相互理解を深め、より良好な関係が構築できる。

県民にとってより効果的な事業を企画立案できる。

事業によって、県とNPOの役割・責任を明らかにできる。

ふりかえり(評価)の視点

チェック表①(NPO用)

項目	評価点		
	A	B	C
①協働の原則について			
行政と相互に理解し合い、対等な関係が築けたか			
事業の目的は明確であったか			
事業全般を通じて行政と十分な意思の疎通が図れたか			
責任の所在や役割分担は、適切であったか			
②事業の実施について			
協働形態(委託・補助・共催)は適当であったか			
協働相手としての選定方法(入札・プロポーサルなど)は適当であったか			
得意分野、優れているところを事業に生かすことができたか			
事業の実施は円滑であったか			
事業の目的は達成できたか			
受益者の満足度は高いものであったか			
十分な成果を得ることができたか			
総合評価			
◆備考(気付き、課題、改善など)			

A : 満足 B : ほぼ満足 C : 不満

チェック表②(行政用)

項目	評価点		
	A	B	C
①協働の原則について			
行政単独で実施するよりも高い効果が得られたか			
事業の目的は明確であったか			
事業化に際し、NPOの意見を生かしたか			
NPOの特性を生かしたか			
双方の意思の疎通は図られたか責任の所在や役割分担は、適切であったか			
②事業の実施について			
協働形態(委託・補助・共催)は適当であったか			
NPOの選定方法(入札・プロポーサルなど)は適当であったか			
NPOの選定基準は適当であったか			
NPOの選定理由は適当であったか			
事業の実施は円滑であったか			
各段階で情報公開ができたか			
事業の目的は達成できたか			
受益者の満足度は高いものであったか			
③費用対効果について			
費用対効果は適正なものであったか(財政効率の観点)			
費用対効果は適正なものであったか(県民参加、県民自治等、財政効率以外の観点)			
総合評価			
◆備考(気付き、課題、改善など)			

A : 満足 B : ほぼ満足 C : 不満

IV 中間支援組織

1 中間支援組織の概要

NPO法施行当初は、NPO活動に必要とされる情報提供やNPO法人の設立などに関する相談組織としての位置付けだったが、「平成13年度中間支援組織の現状と課題に関する調査報告（内閣府国民生活局市民活動促進課）」では、下記のように定義されている。「多層的な社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」

つまり中間支援組織は、行政や地域コミュニティなどの様々な主体の間に立ち仲介したり、情報などの各種支援をしたりする性格を持つものと考えられる。

2 設置形態

中間支援組織の設置については、行政が行う他、NPO自身がミッションとして役割を担っている場合もある。

県民ふれあい会館2階に県が設置した「ぎふNPO・生涯学習プラザ」も中間支援組織の役割を果たしている。プラザは、プロポーザル方式によって選定されたNPO法人へ運営を委託する、官設民営方式を採用している。

また、NPO法施行以前も、様々な組織が中間支援組織的役割を担ってきたところであり、各市町村等に設置されている社会福祉協議会もその中のひとつである。

近年、従来の福祉の分野に限らない多様な分野に対して、これまで培われてきた機能を発揮している。

3 期待される機能

①資源同士の仲介

資金・人材・情報などの情報提供者とNPOを仲介するなど、NPOの育成に関わる一方、行政・企業・個人などの資源提供者向けにもサービスを行う。

②価値の創出

NPOに対するニーズの発掘や社会的課題について社会全体に訴え共有化し、新たな問題解決方法なども創出する役割。

③NPO間のネットワークの促進

個々のNPOが抱える問題などについてNPO同士が様々なレベルでネットワークを組み解決を図るといった取り組みを促進する役割。

4 今後の課題

県内では社会福祉協議会のほかに、「NPO支援センター」や「市民活動センター」などと呼称する中間支援組織が順次増え、平成22年8月現在で18団体となっている。

NPOの身近にあって様々な支援ができる環境が望ましいが、現状では中間支援組織間のネットワークも不十分なことから、そうした支援や情報提供の状況に地域格差が生じている。

そのため県では、ネットワーク化の促進や中間支援に必要な情報の共有や啓発に努めている。

また、今後の協働の進展に中間支援組織が果たす役割は大きく、NPOと県との協働事業においては、「ぎふNPO・生涯学習プラザ」が相談窓口機能を果たすが、NPOと

市町村行政との協働事業においては、各地域の中間支援組織がその役割を果たすよう働きかけていく。

V その他

1 NPOの情報を得るには

NPOに関する情報は、次の方法で入手することができる。

- ①各NPOのホームページや機関紙・広報紙
- ②NPO支援センターなど
 - ・ぎふNPO・生涯学習プラザ（県民ふれあい会館2階）
県内全域を対象に、NPOの活動に関する情報発信及び設立・運営相談や支援に関する業務を実施している。
 - ・各地域のNPO支援センター等（中間支援組織）
それぞれの地域のNPOに関する情報を把握し、情報発信している。市町村又はNPOが独自に設置しているNPO支援センター。
 - ・ボランティア・市民活動支援センター（岐阜県社会福祉協議会内）
 - ・各市町村社会福祉協議会
- ③岐阜県のホームページ
 - ・「岐阜県庁ホームページ—NPO」
県のNPO施策のほかに、NPO法人の基本データ的な情報を掲載。
 - ・「NPOナビぎふ」
県のホームページのうち、NPO法人のイベントや募集など活動全般に対する情報を掲載。
- ④閲覧（NPO法人のみ）
 - ・所轄庁で法人の定款や事業報告書等を閲覧（NPO法第29条に規定）
※所轄庁とは、岐阜県（県民生活課）又は権限移譲済み市町村の市民活動担当課
 - ・法人事務所に定款や事業報告書等が備え置き（NPO法第28条に規定）